

鯖江市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、鯖江市（以下「発注者」という。）が委託する「鯖江市ウォーターPPP導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本仕様書に定めのない事項は、鯖江市公共土木設計業務等委託契約約款（第35条、第37条、第37条の2および第39条を除く。）によるほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 業務目的

本業務は、鯖江市上下水道事業等において、基礎調査の結果を基に詳細な業務範囲を設定し、民間事業者への参入以降調査を支援し整理する。その上で導入公開を評価し、事業スキーム等を検討するものであり、鯖江市上下水道事業等において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携事業導入の可能性を調査するものである。

3 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

4 業務範囲

4.1 水道事業

(1) 給水人口：68,179人（令和6年度末）

施設能力：52,600m³/日（認可平成17年3月）

(2) 対象施設：取水施設（水道水源）自己水源（13施設）県水受水（2施設）

水源名称	種別	区分	施設能力 (m ³ /日)	計画取水量 (m ³ /日)	備考
管理センター第1水源	地下水	浅井戸	1,250	1,250	休止中
管理センター第2水源	地下水	浅井戸	1,450	1,450	休止中
管理センター第3水源	地下水	浅井戸	3,600	3,600	
管理センター第4水源	地下水	浅井戸	3,500	3,500	
管理センター第5水源	地下水	浅井戸	3,600	3,600	休止中
五郎丸第1水源	地下水	深井戸	1,700	1,700	
五郎丸第2水源	地下水	深井戸	2,450	2,450	
上鯖江第2水源	地下水	深井戸	2,450	2,450	

定次第2水源	地下水	深井戸	1,900	1,900	
定次第3水源	地下水	深井戸	1,000	1,000	廃止予定
横江第2水源	地下水	深井戸	1,150	1,150	
東鯖江第1水源	地下水	深井戸	3,050	3,050	
東鯖江第3水源	地下水	深井戸	2,200	2,200	
県水受水				8,000	五郎丸受水地
				12,000	下新庄配水池
計				49,300	

(3) 対象施設：浄水施設（1施設）

処理方法：PH調整（消石灰注入処理：赤水・腐食防止対策）＋塩素滅菌処理

施設名	配水施設能力 (m ³ /日)	取水量 (R6 年度実績)		配水量 (R6 年度実績)	
		日平均値 (m ³ /日)	日最大値 (m ³ /日)	日平均値 (m ³ /日)	日最大値 (m ³ /日)
上水道管理センター	27,360	9,752	14,226	10,987	15,750

(4) 対象施設：受水施設（1施設）配水池施設（10施設）

名称	規格	備考
五郎丸受水地	SUS 製, V=400 m ³	県水受水＋管理センターへ送水
下新庄配水池	PC 造, V=3,000 m ³ ×2 池	県水受水＋管理センター配水区域へ自然流下
管理センター配水池	PC 造, V=7,500 m ³ ×2 池	
西部配水池	RC 造, V=206 m ³	廃止予定
東部配水池	RC 造, V=373 m ³	廃止予定
上戸口配水池	RC 造, V=78 m ³	
河和田第1配水池	RC 造, V=350 m ³	
河和田第2配水池	PC 造, V=1,500 m ³	
上河内配水池	RC 造, V=48 m ³	
金谷配水池	SUS 製, V=42 m ³	
西袋配水池	RC 造, V=50 m ³	廃止予定

(5) 加圧施設：8施設（内3施設廃止予定）＋（新設3施設予定）

減圧施設：1施設

(6) 管路施設：約 634km (令和 6 年度末)

4. 2 下水道事業

(1) 水洗化人口：50,560 人、区域内人口：53,081 人 (令和 6 年度末)

(2) 処理区別対象面積：汚水

処理分区	全体計画	事業計画	備考
日野処理分区	648.0ha	581.3ha	
黒津処理分区	523.0ha	487.0ha	
穴田処理分区	370.0ha	308.2ha	
浅水処理分区	266.0ha	155.4ha	
文室処理分区	246.7ha	240.7ha	
東部処理分区	230.0ha	230.0ha	
東部第 2 処理分区	210.3ha	87.6ha	
合 計	2494.0ha	2090.2ha	

(3) 排水区別対象面積：雨水 (その 1)

排水区名	全体計画	事業計画	備考
日野第一	213.5ha	119.8ha	
日野第二	239.8ha	239.8ha	
西縦貫	153.1ha	153.1ha	
穴田第一	112.4ha	1.2ha	
穴田第二	56.0ha	54.3ha	
穴田第三	23.9ha	23.9ha	
穴田第四	49.0ha	40.8ha	
穴田第五	27.9ha	—	
穴田第六	16.9ha	16.9ha	
穴田第七	2.4ha	2.4ha	
東部工業団地第一	150.4ha	150.4ha	
東部工業団地第二	4.7ha	4.7ha	
鳥羽中第一	4.4ha	4.4ha	
鳥羽中第二	3.5ha	3.5ha	
鳥羽中第三	12.0ha	12.0ha	
鳥羽中第四	3.1ha	3.1ha	

鳥羽中第五	8.7ha	8.7ha	
鳥羽中第六	7.6ha	7.6ha	
鳥羽中第七	6.6ha	6.6ha	
鳥羽中第八	3.2ha	3.2ha	
新出第一	71.4ha	20.3ha	
新出第二	0.9ha	0.9ha	
新出第三	7.6ha	7.6ha	
新出第四	12.0ha	12.0ha	
新出第五	17.3ha	17.3ha	
新出第六	21.8ha	1.3ha	
新出第七	13.8ha	13.8ha	
小計	1243.9ha	929.6ha	

排水区別対象面積：雨水（その2）

排水区名	全体計画	事業計画	備考
水落第一	9.7ha	9.7ha	
水落第二	11.7ha	11.7ha	
水落第三	2.2ha	2.2ha	
水落第四	16.3ha	16.3ha	
水落第五	3.2ha	3.2ha	
水落第六	25.3ha	25.3ha	
水落第七	1.9ha	0.6ha	
水落第八	11.5ha	11.5ha	
水落第九	2.0ha	2.0ha	
西山	33.4ha	33.4ha	
鯖江	169.8ha	169.8ha	
左岸第一	1.3ha	1.3ha	
左岸第二	5.1ha	5.1ha	
左岸第三	11.5ha	11.5ha	
左岸第四	2.2ha	2.2ha	
左岸第五	10.5ha	10.5ha	
左岸第六	3.5ha	3.5ha	
左岸第七	9.7ha	9.7ha	
左岸第八	48.7ha	48.7ha	

左岸第九	6.1ha	6.1ha	
右岸第一	10.9ha	—	
右岸第二	49.5ha	10.8ha	
右岸第三	3.3ha	3.3ha	
右岸第四	17.5ha	17.5ha	
右岸第五	2.3ha	2.3ha	
右岸第六	33.2ha	33.2ha	
西鳥羽	77.5ha	53.6ha	
東鳥羽	60.5ha	—	
河和田第一	9.6ha	9.6ha	
河和田第二	16.2ha	16.2ha	
河和田第三	2.9ha	2.9ha	
河和田第四	2.8ha	2.8ha	
河和田第五	6.3ha	6.3ha	
河和田第六	12.0ha	12.0ha	
河和田第七	4.1ha	4.1ha	
河和田第十	24.8ha	2.8ha	
河和田第十一	1.2ha	1.2ha	
河和田第十二	1.1ha	1.1ha	
河和田第十三	14.2ha	12.1ha	
河和田第十四	1.8ha	1.8ha	
小計	737.3ha	577.9ha	
合計	1981.2ha	1507.5ha	

(4) 対象施設：終末処理場（1施設）

施設名	水処理方式	汚泥処理方式	現有処理能力	備考
鯖江市環境衛生センター	標準活性汚泥法	濃縮－消化－脱水	30,500m ³ /日	

(5) 対象施設：ポンプ場（1施設）

施設名	処理能力	台数	能力	備考
東部汚水中継ポンプ場	4.7m ³ /分	3台	2.6m ³ /分/台	内1台予備

(6) 対象施設：マンホールポンプ場（20施設）

NO	設備名	設備構成	備考
1	東鯖江汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
2	神明汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
3	柳町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
4	上河端汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
5	下河端汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
6	鳥羽汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
7	入町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
8	下新庄汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
9	別司汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
10	吉谷町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
11	川島第1汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
12	川島第2汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
13	川島第3汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
14	四方谷汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
15	東清水汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
16	大野汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
17	松成汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
18	落井汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
19	長泉寺汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
20	下河端第2汚水中継ポンプ場	水中ポンプ1台 制御盤1面	

(7) 対象施設：管路延長 約414.9km（污水）、 約39.8km（雨水）

(8) 対象施設：雨水ポンプ場（3施設）

施設名称	排水区名称	施設位置	敷地面積 (ha)	最大揚水量
西番雨水ポンプ場	西縦貫排水区	鯖江市西番町	0.15	486m ³ /min ×2台
東工雨水ポンプ場	東部工業団地 第一排水区	鯖江市御幸町 4丁目	0.22	390m ³ /min ×2台
水落雨水ポンプ場	日野第二排水区	鯖江市水落町	0.49	444m ³ /min 2台

4. 3 農業集落排水事業

(1) 処理施設：処理場（6施設）

地区名	対象人口	対象戸数	管路延長	処理方式	処理能力
立待	2,434人	474戸	14,154m	接触曝気方式	659m ³ /日
豊	2,943人	660戸	15,229m	接触曝気方式	797m ³ /日
吉川	3,644人	790戸	22,983m	オキシデーショ ン・ディッチ方 式	986m ³ /日
豊西	1,886人	281戸	11,433m	オキシデーショ ン・ディッチ方 式	510m ³ /日
日野川西	2,726人	438戸	14,193m	オキシデーショ ン・ディッチ方 式	737m ³ /日
吉川東	3,398人	867戸	26,248m	オキシデーショ ン・ディッチ方 式	918m ³ /日

※管路延長は令和7年3月31日現在

(2) 対象施設：マンホールポンプ場（25施設）

NO	地区名	設備名	設備構成	備考
1	立待	立待1号汚水中継 ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
2	立待	立待2号汚水中継 ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
3	立待	立待3号汚水中継 ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
4	豊	下野田汚水中継 ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
5	豊	相生団地前汚水中 継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	

6	豊	下氏家汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
7	吉川	西和町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
8	吉川	西大井町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
9	吉川	川去町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
10	吉川	冬島町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
11	吉川	田村町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
12	豊西	和田第1汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
13	豊西	和田第2汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
14	豊西	和田第3汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
15	豊西	石生谷町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
16	豊西	漆原町汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
17	日野川西	当田汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
18	日野川西	下司汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
19	吉川東	石田上汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
20	吉川東	大倉汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
21	吉川東	小泉汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
22	吉川東	あおい団地汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
23	吉川東	平井町第1汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
24	吉川東	平井町第2汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	
25	吉川東	平井町第3汚水中継ポンプ場	水中ポンプ2台 制御盤1面、非常通報装置1台	

4. 4 工業用水道事業

工業用水道事業の対象施設は無し

5 業務内容

5. 1 基礎調査

(1) 資料の収集・整理

1) 上位計画・関連計画の収集・整理

業務遂行に必要な各種計画資料を収集・整理する。

- ・鯖江市水道事業ビジョン
- ・水道事業認可
- ・鯖江市公共下水道事業計画
- ・公共下水道ストックマネジメント計画
- ・上下水道経営戦略 など

2) 維持管理および建設改良情報の収集・整理

業務遂行に必要な各種維持管理および建設改良資料を収集・整理する。

- ・現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・管路の維持管理（漏水、清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容および受注者に関する情報
- ・管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容および受注者に関する情報
- ・取水施設・浄水施設（井戸含む）・ポンプ場・配水池・処理場・マンホールポンプ場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年分以上の実施量・件数、事業費・事業内容および受注者に関する情報
- ・その他業務遂行上必要となる資料

(2) 現状把握・課題整理

1) 既存の各種事業計画の把握

資料収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性和事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

2) 施設の維持管理状況の把握

資料収集・整理および関係者ヒアリング結果を基に、業務対象施設の維持管理状況（運転管理、保守・修繕等）を確認し、現状の維持管理における問題点や課題等を確認する。

3) 施設の改築更新状況の把握

資料収集・整理および関係者ヒアリング結果を基に、業務対象施設の改築更新（更新計画、更新設計、更新工事）を確認し、現状の改築更新における問題点や課題等を確認する。

4) 業務執行体制の把握

資料収集・整理および関係者ヒアリング結果を基に、本市の業務執行体制を把握し、現状および将来の業務執行体制における問題点や課題等を確認する。

5) 関係者ヒアリング

本市で管理する現在の上下水道事業等における現状と課題および官民連携導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行および維持管理を所管する担当者へヒアリングを行い、その結果について取りまとめる。必要に応じて、現在本市の上下水道事業等に従事する既存民間事業者を対象とする。

6) 課題の取りまとめ

1)～5)で確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等）を整理する。

5. 2 基本方針の検討

5. 2. 1 官民連携事業の整理

本市の上下水道事業等において、ウォーターPPPを含む官民連携の適応性を検討するため、上下水道事業等における官民連携の事例を整理する。また、この中で本市の上下水道事業等に適応性が高い事業手法を定性的に選定する。

5. 2. 2 事業範囲の検討

上記の官民連携事業の整理の中から本市の上下水道事業等で適応可能である事業手法において、事業範囲の検討を行う。

また、事業範囲に関しては、複数案を設定する。

5. 3 参入意向調査支援

5. 2. 1～5. 2. 2で行った、整理および検討結果を踏まえ、民間企業の参入意欲や官民連携における業務内容に対する意見を把握するため、参入意向調査を実施する。参入意向調査は、発注者と連携し民間企業の意向を的確かつ効果的に把握するため、アンケート調査票およびヒアリング資料を作成するものとする。ヒアリングは、発注者が実施するものとする。その結果に関して、特定企業が判別可能な情報や秘匿性の高い情報を除いたものを発注者より提供し、その結果を取りまとめるものとする。

5. 3. 1 調査準備

受注者は、発注者と協議の上、対象となる民間事業者一覧を作成し、アンケート票（素案）、説明会資料（素案）および個別ヒアリング用資料（素案）を作成する。

5. 3. 2 調査の実施および取りまとめ

アンケート結果の集計については、発注者より貸与された各種資料（無記名）に基づいて意向調査結果を取りまとめる。

5. 4 事業スキーム・受託契約形態の検討

5. 4. 1 事業スキームの選定

上記の整理および検討結果を踏まえ、実現性の高い事業スキームに関して、以下の項目について検討を行う。

- ① 事業方式（ウォーターP P P（コンセッション方式・管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型、更新支援型）他））の検討
- ② 事業範囲の検討（上下水道事業等、水道事業、下水道事業、その他事業）
- ③ 事業期間の検討
- ④ ウォーターP P P 4要件の検討（長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメント、プロフィットシェア）
- ⑤ その他

5. 4. 2 受託契約形態の検討

上記の整理および検討結果を踏まえ、直営および委託業務の状況、施設の改築・更新・維持管理の現状と将来計画などを把握し、課題を整理した上で事業の円滑化が図れる受託契約形態について検討し取りまとめる。

5. 5 法的制約・官民リスク分担の検討

官民連携事業を実施するにあたって、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し課題を解決する方策等について先行事例を参考に検討する。また、官民連携事業の実施にあたり特に留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討、リスク分担表として整理する。

5. 6 導入効果の検証

5. 6. 1 VFMの算定

従来型の事業手法および官民連携導入時の概算事業費を算定しVFMを算出する。従来型の事業手法の概算事業費は、従前の官積算方法に倣い必要に応じて見積徴収する。官民連携事業導入時の概算事業費は、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）」等を参考とし、算出を行うものとする。

上記の検討結果を踏まえ、官民連携事業実施の判断基準となるコスト比較を中心としてVFMの算定を行う。

(1) 従来方式の事業費（P S C）の算定

従来の整備手法として市が実施した場合の設計費、建設費等を算出し、市の財政負担額を算定する。

(2) PPP／PFI方式の事業費（PFI－LCC）の算定

PPP／PFI事業の事業手法および事業スキームを基に民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行い、市の財政負担額を算定する。

(3) VFMの算定

従来方式の事業費（P S C）とPPP／PFI方式の事業費（PFI－LCC）を比較検討することによりVFMを算定する。

5. 6. 2 導入可能性の検討

本市における官民連携事業の導入可能性について、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（人）の視点で定量的・定性的に検討する。その上で検討した事業内容、VFM算定結果、民間事業者の参画可能性等を踏まえ、定量的、定性的効果を検討し、官民連携事業として実施することの適合性を整理する。

5. 7 モニタリング体制・方法の検討

官民連携の実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、ストックマネジメント計画等における内容と連動したモニタリング方法を考慮する。また、市職員における技術力の確保について考慮する。

5. 8 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間4回、完了時の計6回を基本とする。

また、中間協議は発注者または受注者の必要に応じて随時行うこととし、業務の進捗等について取りまとめた資料を提供することとする。また、中間協議の追加は設計変更の対象としない。

5. 9 報告書の作成

以上の検討結果を踏まえ、本業務で収集した資料、官民連携手法の導入可能性調査に係る各種検討内容を整理し、報告書を作成する。また、発注者と協議の上、導入可能性調査の概要版を作成すること。

5. 10 照査

業務を執行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施すること。

6 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書 A4版製本 3部
- (2) 参考資料 A4版製本 3部
- (3) 議事録 A4版製本 3部
- (4) 電子成果 CD-R 1部

※データについては、PDFの他、編集可能なMS. Word、MS. Excel等とし詳細は発注者と協議するものとする。

7 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て鯖江市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受注者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

8 一括再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者から書面により承諾を得なければならない。

9 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。

10 その他

本業務の受注者は、今後発注される官民連携事業における事業者となることを妨げるものではないものとする。また、本業務成果は、特許等に係るもの以外全て開示資料として提供を予定している。

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。



平面図（鯖江市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託）

